



令和 9 年度保育施設利用申請のしおり



1. 保育施設等の利用について	P. 2 ~ 3
2. 入所申請について	P. 4 ~ 9
3. その他の申請に係る手続きについて	P. 10
4. 企業主導型保育	P. 11
5. 一時預かり・病後児保育・保育サポート事業	P. 12 ~ 13
6. 利用者負担額（保育料）等について	P. 14 ~ 22
7. よくある質問	P. 23 ~ 24
8. 保育施設一覧	P. 25 ~ 33
9. 行方市保育施設マップ	P. 34
10. 保育認定フローチャート	P. 35

【問い合わせ】

行方市役所 こども課（玉造庁舎）

電話 0299-55-0111



※令和 8 年 10 月 1 日時点の情報です

1. 保育施設等の利用について

(1) 子どものための教育・保育給付費認定

保育所や認定こども園を利用するには、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付費認定を受けることが必要です。認定区分は3つに分けられます。

認定区分	年齢	保育の必要性	時間区分	利用できる保育施設
教育認定（1号）	満3歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚部）
保育認定（2号）	満3歳以上	あり	・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育部）
保育認定（3号）	満3歳未満		・保育短時間	

(2) 教育・保育給認定の期間

教育認定（1号）・保育認定（2号）は小学校就学前まで、保育認定（3号）は満3歳の誕生日までが教育・保育給認定の期間です。満3歳のお誕生日を迎えた保育認定（3号）の児童は、自動的に保育認定（2号）へ切り替わります。

※保育認定（2号）・保育認定（3号）は、保育の必要性の事由がなくなると認定期間も終了となります。

(3) 利用のイメージ

認定区分によって、保育施設を利用できる時間や、利用者負担額（保育料）が異なります。預かり保育や延長保育を利用した場合は、毎月の利用者負担額（保育料）とは別に料金が発生します。

【教育認定（1号）】

○教育標準時間…園により時間が異なる

預かり保育	教育標準時間	預かり保育
-------	--------	-------

【保育認定（2号・3号）】

○保育標準時間…7：00～18：00

保育標準時間＝11時間／1日	延長保育
----------------	------

○保育短時間…園により時間が異なる

延長保育	保育短時間＝8時間／1日	延長保育
------	--------------	------

(4) 保育を必要とする事由・入所期間

保育認定（２号）・保育認定（３号）を利用する場合は、保護者（父母）の保育を必要とする事由が必要です。同居している 60 歳未満の祖父母がいる場合は、該当する方の保育を必要とする事由も必要です。保育を必要とする事由にあわせて入所期間も異なります。

保育を必要とする事由	利用時間	入所期間
就労（月 120 時間以上）	標準時間	小学校就学前まで
就労（月 64 時間以上）	短時間	
妊娠・出産	標準時間	出産予定日の前後あわせて、４か月を超えない期間
疾病・障がい	標準時間	小学校就学前までで、療育を必要とする期間
介護・看護（月 120 時間以上）	標準時間	小学校就学前までで介護・看護を必要とする期間
介護・看護（月 64 時間以上）	短時間	
就学（月 120 時間以上）	標準時間	小学校就学前までで、保護者の卒業・修了が見込まれる月の末日
就学（月 64 時間以上）	短時間	小学校就学前までで、保護者の卒業・修了が見込まれる月の末日
求職活動	短時間	小学校就学前までで、保護者の卒業・修了が見込まれる月の末日 ※保育を利用してから３か月以内
災害復旧	標準時間	
きょうだい（上の児童）が入所中に育休を取得	標準時間	育休期間が終了する月の末日
虐待や DV のおそれ	標準時間	小学校就学前まで
その他	申請内容による	

2. 入所申請について

(1) 【保育認定（2号・3号）】保育所・認定こども園（保育園機能）

① 入所申請

入所月により申請期間が異なります。

申請期間を過ぎてしまった場合は、二次選考として受付をします。二次選考は、一次選考後の定員に空きがある場合のみ実施します。

【年度初め（令和9年4月）入所】

期 間	令和8年11月2日（月）～令和8年11月16日（月） ※土日祝日を除く
時 間	午前8時30分～午後5時
場 所	行方市役所 こども課 子育て支援グループ（玉造庁舎）
結果通知	令和9年2月頃

【年度途中（令和9年5月以降）入所】

期 間	入所希望月の2か月前～入所希望月の前月15日 ※土日祝日を除く
時 間	午前8時30分～午後5時
場 所	行方市役所 こども課 子育て支援グループ（玉造庁舎）
結果通知	入所を希望する月の前月20日頃



② 申請から利用開始までの流れ

1. 入園の申請

期間内に必要書類を用意し、行方市こども課へ提出してください。



2. 入所判定

申請書類を確認し、利用調整基準表をもとに保育の必要性を点数化します。
入所判定会議を行い、利用希望者が多い場合は、保育の必要性が高い児童から優先して入所が決定します。抽選や先着順ではありません。



3. 入所決定

入所が決定したら、「認定決定通知書」と「保育所入所承諾書」を送付します。



4. 面接・健康診断

入所決定した園から説明会や面接・健康診断等の案内があります。園の案内に従って入園の準備をすすめてください。

面接を受けない場合や、面接・健康診断で集団保育が不可能と判断された場合は、入所決定が取消となりますので、あらかじめご了承ください。



5. 利用者負担額（保育料）決定

利用者負担額（保育料）が決定したら「利用者負担額決定通知書」を送付します。



6. 利用開始

利用が決定した月の1日から利用できます。

③ 必要書類等

【申込書】	
☐ 保育園入園申込書・支給認定申請書（世帯全員のマイナンバーの記載をお願いします） ☐ 家庭状況調査票 ☐ 児童の状況について ☐ 保育所（園）等の利用に関する同意書	
【保育を必要とする事由の証明書】	
※同じ敷地内に 60 歳未満の祖父母が同居している → その方の証明も必要 ※きょうだい同時入所 → 世帯で 1 部のみ提出	
就労	☐ 就労証明書 ☐ （自営業・農業等の場合）就労証明書のほかに確定申告書または開業届
妊娠・出産	☐ 母子手帳の写し（表紙・出産予定日のページ）
疾病・障がい	☐ 医師の診断書 または 障害者手帳
介護・看護	☐ 保育所入所に係る申告書 ☐ 診断書 または 介護認定のわかるもの
就学	☐ 保育所入所に係る申告書 ☐ 在学証明書・時間割 等
求職活動	☐ 保育所入所に係る申告書 ☐ ハローワークの登録証 等 ☐ インターネットの求人情報サイトに登録したことがわかるメール等の写し
災害復旧	☐ 罹災証明書
その他	☐ 申請内容による
【該当者のみ必要な書類】	
在宅障がい者がいる場合	☐ 該当者の障害者手帳
離婚調停中の場合	☐ 離婚調停中であることがわかる書類（事件係属証明書等）
申込時に必要なもの	
☐ 申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	

④ 利用調整基準表

就労（通退勤に要する時間を含む）	居宅外労働（自営を含む）	月20日（週5日）以上勤務	月140時間（週35時間）以上	10
			月120時間（週30時間）以上	9
			月80時間（週20時間）以上	8
			月64時間（週16時間）以上	7
		月16日（週4日）以上勤務	月112時間（週28時間）以上	9
			月96時間（週24時間）以上	8
			月64時間（週16時間）以上	7
		月16日（週3日）以下勤務	月84時間（週21時間）以上	8
			月72時間（週18時間）以上	7
			月64時間（週16時間）以上	5
	内職	月120時間以上	7	
		月64時間以上	5	
妊娠・出産				10
疾病・障がい			長期入院	10
			自宅療養	10
			定期的通院	8
			障害区分　1級・2級	10
			障害区分　3級以下	8
介護・看護			常時介護・看護	10
			定期的介護・看護	8
就学			居宅外労働に準ずる	
求職活動				3
災害復旧			災害による復旧	10
ひとり親世帯			死別・離婚・行方不明の場合	20
生活保護世帯			保護者の就労により自立を図る場合	18
社会的養護			生計の中心者の失業により就労の必要ある場合	15
			虐待やDVのおそれがある場合	12
障がい児			手帳・診断書・施設の利用がある場合	10
保育士等			保育士等の資格を有し、保育施設等で保育に従事している場合	10
育休復帰			再入所	8
			新規入所	5
きょうだい同時入所			きょうだい（上の子）が入所中の場合	5
地域型保育事業卒園				3
同居の祖父母（65歳未満）			高齢のため保育できないと主張がある場合	-3
滞納世帯			1年以上保育料を納付していない場合	-3
その他			市長が認める場合	5

(2) 【教育認定（1号）】幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）

① 申請期間

教育認定（1号）は、保育施設との直接契約となります。

入園を希望する保育施設へご確認ください。

② 申請から利用開始までの流れ

1. 入園の申請

期間内に必要書類を用意し、入園を希望する保育施設へ直接提出してください。



2. 支給認定

入園の内定を受けたら、「認定申請書」を行方市こども課へ提出してください。

認定を行い、「認定決定通知書」と「支給認定書」を送付します。

提出期限：4月入所は令和8年12月末、5月以降の入所は入所希望月の前月末まで



3. 利用開始

利用が決定した月の1日から利用できます。

③ 必要書類

教育認定（1号）は、保育施設との直接契約となります。

入園を希望する保育施設へご確認ください。



(3) 広域入所

① 行方市内在住で、行方市外の保育施設の入所を希望

市町村によって、市外からの申し込みに制限がある場合や受付期間が異なる場合があります。保育施設が所在する市町村へ確認してから行方市へ申請してください。

利用調整は、保育施設が所在する市町村で行います。市町村から回答がありましたら、行方市から保護者へ結果を通知します。市外の保育施設を利用できる期間は1年度単位です。入所が決定し、次年度も継続利用を希望する場合は、改めて行方市へ入所の申請が必要です。で、次年度以降も忘れずに手続きをしてください。

② 行方市外在住で、行方市内の保育施設の入所を希望

在住の市町村へ申請してください。原則として、行方市民から優先して利用調整を行います。ただし、行方市内に転入予定の場合は、行方市民と同様に利用調整を行いますので、申請時に転入予定時期と転入先を申告してください。

(4) 入所不承諾の場合

入所判定会議を行い、保育の必要性が高い児童から優先して入所が決定します。その結果、利用希望月に利用開始できない場合があります。長期間利用の待機をしていたことや、申請をした順番は、入所承諾の可否には関係しません。

① 申請した保育施設以外でも入所を希望

4月の入所希望者については、一次選考後の定員に空きがある場合のみ二次選考を行いますので、改めて申請書等を提出してください。

5月以降の入所希望者や、二次選考がない場合については、希望月の2か月前から希望月の前月15日前までに申請書等を提出してください。

② 申請した保育施設の空きを待つ

空き待ちを希望する場合、提出いただいた申請書が年度内まで有効となります。入所が可能になった場合のみご連絡します。

③ 入所保留通知書

原則として、初回のみ「保育所入所保留通知書」を送付します。初回だけでなく、育児休業延長の手続きなどで保留通知書が必要な場合は、行方市こども課へご連絡ください。

3. その他の申請に係る手続きについて

(1) 申請時と状況が変わったとき

以下の場合、変更申請が必要です。行方市こども課へご連絡ください。

- ・ 住所や世帯状況が変わったとき（住所異動、保護者の婚姻・離婚など）
- ・ 就労状況が変わったとき（就労先・就労形態の変更など）
- ・ 保育施設利用中に育児休業を取得するとき
- ・ 育児休業が終了して仕事復帰するとき
- ・ 家庭内保育が可能になったとき（退職、病気全快、その他）

(2) 転園したいとき

転園を希望する場合は、新規の入所申請と同様に改めて申請いただく必要があります。行方市こども課までご連絡ください。

また、転園先の入所が決定すると、転園前の保育施設に別の児童が入所決定し、戻れないことがあります。あらかじめご了承ください。

(3) 申請を取り下げる・入所を辞退するとき

事情（児童の体調が悪い、家での保育が可能になった等）により、保育施設の入所申請を取り下げ・辞退する場合は、行方市こども課までご連絡ください。

(4) 退所したいとき

退所は1か月単位となり、退所届が提出された月の末日まで入所が継続されます。保育料の日割等はありません。

退所を希望する場合や、「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、速やかに行方市こども課へご連絡ください。

(5) 継続利用の確認（現況届）について

入所後も年に1回（毎年11月頃）、現況届を提出していただきます。現況届は行方市こども課から送付いたします。次年度も保育の継続利用を希望する場合は、現況届・その他必要書類をご用意いただき、期間内に提出してください。

現況届により家庭内保育ができることが判明した場合や、現況届・その他必要書類の提出がない場合、虚偽の申請があった場合は、保育期間内であっても退園していただくことになります。

4. 企業主導型保育

(1) 企業主導型保育とは

企業主導型保育は、企業が主体となって運営する保育サービス事業です。自社等の従業員の児童を預かる施設ですが、地域枠を設定している施設については、従業員でなくても利用することができます。

(2) 入園について

企業主導型保育の入園は、保育施設との直接契約となります。入園を希望する保育施設へご確認ください。

また、地域枠を利用するためには、子どものための教育・保育給付認定の保育認定（2号・3号）が必要です。行方市こども課へ申請してください。従業員枠の場合は、原則として保育認定の申請は不要です。

(3) 利用者負担額（保育料）・開所時間

保育料や開所時間は保育施設で決定しています。詳しくは保育施設へご確認ください。なお、企業主導型保育所も利用料が無償化となりました。保育料が無償化となる施設は、市で確認を行った施設のみとなります。詳細はお問い合わせください。

(4) 行方市内の企業主導型保育所（認可外保育施設）

施設名	定員	住所	電話番号
玉造さくら保育園	19 名	若海 793-1	0299-57-6755



5. 一時預かり・病後児保育・保育サポート事業

(1) 一時預かり

家庭で保育している児童を、冠婚葬祭などの用事・急病・勤務形態の都合などで保育できない場合や、育児疲れ解消の理由等で、一時保育を利用することができます。

具体的な利用条件や申請については、保育施設に直接ご連絡ください。行方市では全部の保育施設で対応しています。

【実施保育施設】

- ・ 麻生こども園
- ・ 龍翔寺こども園
- ・ 北浦こども園
- ・ 認定こども園のぞみ
- ・ 玉造第一保育園
- ・ 玉造第二保育園
- ・ 玉造第三保育園
- ・ 子どもの家堇の苑

(2) 病児保育事業

① 病後児保育

病気の回復期であり、治療の必要はないが集団での保育が困難である児童に対し、安静の確保に配慮して保育を行います。対象は、行方市内在住で、保育施設や幼稚園等に在籍している生後6か月～小学校3年生までの児童です。

病後児保育は、保育施設との直接契約となります。保育施設へご確認ください。

【実施保育施設】

- ・ 龍翔寺こども園
- ・ 玉造第一保育園

② 病児保育（体調不良児型）

保育中に体調不良となった児童を一時的に保育施設内で保育することにより、保護者の仕事にお迎えを依頼せず、引き続き保育を利用できる事業です。対象は以下の実施保育施設に通園する児童のみです。

【実施保育施設】

- ・ 北浦こども園

(3) 地域子育て支援センター

家庭で保育している方の育児の不安や悩みの相談に乗り、楽しく育児ができるように子育て支援を行っています。

参加の申込みやご相談は、保育施設へ直接ご連絡ください。

【実施保育施設】

- ・ 麻生こども園
- ・ 龍翔寺こども園
- ・ 北浦こども園
- ・ 認定こども園のぞみ
- ・ 玉造第一保育園
- ・ 玉造第二保育園
- ・ 玉造第三保育園

(4) 子育てサポート事業

子育てサービスを利用したい会員と、子育てサポートに協力したい会員が地域で支えあう相互扶助サービス事業です。冠婚葬祭などの用事・急病・勤務形態の都合などで保育できない場合や、育児疲れ解消の理由等で、子育てサポート事業を利用することができます。

【実施事業所】

- ・ 行方市社会福祉協議会（TEL:0299-36-2020）

6.利用者負担額（保育料）等について

（１）利用児童負担額（保育料）の算定

① 算定方法

保育料は、保護者の市民税額（状況）・児童の年齢（４月１日時点の満年齢）・保育必要量（保育標準時間または保育短時間）により算定します。保護者以外の市民税額を合算する場合もありますのでご注意ください。

② 算定対象年度

市民税が毎年６月に算定されるため、年に２回、４月（前期保育料）と９月（後期保育料）に算定します。

- ・ 前期保育料（４月～８月）…令和８年度の課税状況
- ・ 後期保育料（９月～３月）…令和９年度の課税状況

③ 保護者以外の市民税額を合算対象

以下の場合、祖父母等の市民税額を合算して算定します。世帯分離をしていますが、同じ住所に居住している場合は同居とみなします。

- ・ 父母の収入が合計 206 万円（ひとり親世帯の場合は 103 万円）以下の場合
→世帯の生計の主宰者（主に同居の祖父母等）の市民税額を合算
- ・ 父母または児童が家族の扶養に入っている場合
→扶養者の市民税額を合算
- ・ 父母が自営業や農業の専従者になっている場合
→専従主の市民税額を合算

④ 未申告等により市民税額が確認できない場合

未申告等により算定対象者の市民税額が確認できない場合は、最高階層（最高額）での算定となります。

申告後は改めて算定し、翌月以降の保育料への反映となります。保育料をさかのぼってお戻しすることはありませんのでご注意ください。

⑤ 前期・後期以外で保育料が変わる場合

以下の場合、保育料が変わる可能性がありますので、行方市こども課へご連絡ください。

保育料が変更となる場合は、申請の翌月以降に反映されます。

- ・ 支給認定の内容に変更があった場合（標準保育と短時間保育の切替）
- ・ 世帯の異動（保護者の結婚・離婚・転居等）があった場合
- ・ 税額の変更（税の修正申告など）があった場合

(2) 保育料基準表（階層）

① 保育認定（2号・3号）

保育認定の階層は、以下の表のとおり、1～10に分けられます。

保育認定（3号）の保育料は階層ごとに異なります。ただし、行方市に住民登録がある児童の保育料は無償化のため発生しません。（給食費は保育料に含まれるため発生しません）

保育認定（2号）の保育料は無償化のため発生しません。（給食費は発生します）

階層 区分	市民税所得割額	保育料 (保育認定3号)		保育料 (保育認定3号) ※行方市に住民 登録がある方	保育料 (保育認定2号) ※国の制度
		保育標準時 間	保育短時間		
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	非課税世帯	0円	0円		
第3階層	所得割課税額 48,600円以下	14,000円	13,800円		
第4階層	所得割課税額 97,000円以下	21,000円	20,700円		
第5階層	所得割課税額 133,000円以下	30,000円	29,500円		
第6階層	所得割課税額 169,000円以下	34,000円	33,500円		
第7階層	所得割課税額 235,000円以下	37,000円	36,400円		
第8階層	所得割課税額 301,000円以下	40,000円	39,400円		
第9階層	所得割課税額 397,000円以下	45,000円	44,300円		
第10階層	所得割課税額 397,001円以上	50,000円	49,200円		

② 教育認定（１号）

教育認定の階層は、以下の表のとおり、１～５に分けられます。

教育認定の保育料は無償化のため発生しません。（給食費等は発生します）

保育料階層	市民税所得割額	保育料
第１階層	生活保護世帯	０円
第２階層	非課税世帯	
第３階層	所得割課税額 77,100 円以下	
第４階層	所得割課税額 211,200 円以下	
第５階層	所得割課税額 211,201 円以上	

（３）保育料軽減措置

保育認定（３号）は、以下に該当する場合、保育料が軽減されます。

保育認定（２号）や教育認定（１号）は、保育料が無償化のため軽減措置はありません。

① 多子軽減

◆ 小学校就学前のきょうだいが保育施設を同時利用の場合

小学校就学前の範囲内で、きょうだいが保育施設を同時利用する場合、２人目は半額、３人目は無料となります。

学年	子どもの数	きょうだい 軽減カウント	保育料
小学校１年生	第１子	×	×
保育園５歳児クラス	第２子	１人目	全額 ※２号認定のため実質無償
保育園２歳児クラス	第３子	２人目	半額
保育園０歳児クラス	第４子	３人目	無料

- ◆ 3～4階層の一部（市民税所得割の合計が57,700円以下）で、きょうだいがいる場合
階層が3～4階層の一部（市民税所得割の合計が57,700円以下）で、きょうだいがいる場合は、保育施設の同時利用に関係なく、第1子から1人目と数え、2人目は半額、3人目以降は無料となります。この場合のきょうだい軽減カウントは、保育施設の同時利用に関係なく、第1子から1人目と数えることができます。

この減免については、該当する場合も保育料を一度全額お支払いいただきます。その後、保育料の減免分を、年度末に一括で返還します。返還については、該当者に申請書を送付します。届きましたら早めの申請をお願いします。

保育料階層	保育料		
	第1子	第2子	第3子以降
第3階層～第4階層の一部 （市民税所得割 57,700 円以下）	全額	半額	無料

② ひとり親・在宅障がい児（者）世帯軽減

- ◆ 3～4階層の一部（市民税所得割の合計が77,100円以下）で、ひとり親世帯または在宅障がい児（者）世帯の場合

階層が3～4階層の一部（市民税所得割の合計が77,100円以下）で、ひとり親世帯または在宅障がい児（者）世帯の場合は、保育施設の同時利用に関係なく、第1子から1人目と数えることができ、第3階層は、1人目が5,000円、2人目以降が無料、第4階層の一部は、1人目が9,000円、第2子以降が無料となります。

該当する場合、保育料は最初から軽減された金額で徴収となります。

※障がい児（者）…身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方や、特別児童扶養手当支給対象児童

保育料階層	第1子	第2子以降
第3階層	5,000 円	無料
第4階層の一部 （市民税所得割の合計が 77,100 円以下）	9,000 円	

（4）給食費

① 保育認定（3号） ※0～2歳児クラス

給食費は保育料に含まれているため発生しません。

② 保育認定（２号） ※３～５歳児クラス

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず・おやつ等）」が発生します。主食費・副食費ともに、金額は保育施設ごとに異なります。金額等の詳細は、保育施設へ直接お問い合わせください。

③ 教育認定（１号）

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず・おやつ等）」が発生します。主食費・副食費ともに、金額は保育施設ごとに異なります。金額等の詳細は、保育施設へ直接お問い合わせください。

（５）給食費軽減措置

「保育認定（２号）※３～５歳児クラス」と「教育認定（１号）」は、以下に該当する場合、「副食費（おかず・おやつ等）」が軽減されます。「主食費（ごはん等）」の軽減措置はありません。

「保育認定（３号）※０～２歳児クラス」は、保育料に給食費が含まれているため軽減措置はありません。

① 保育認定（２号） ※３～５歳児クラス

◆ １～４階層の一部（市民税所得割の合計が５７，７００円以下）の場合

※ひとり親世帯・在宅障がい児（者）世帯は７７，１００円以下

階層が１～第４階層の一部（市民税所得割の合計が５７，７００円以下）の場合、副食費は無料となります。

◆ ４階層の一部（市民税所得割の合計が５７，７０１円以上）～１０階層で、小学校就学前のきょうだいがいる場合

階層が４階層の一部（市民税所得割の合計が５７，７０１円以上）～１０階層で、小学校就学前のきょうだいがいる場合、３人目以降は無料となります。

学年	子どもの数	きょうだい 軽減カウント	副食費
小学校１年生	第１子	×	×
保育園５歳児クラス	第２子	１人目	全額
保育園４歳児クラス	第３子	２人目	全額
保育園３歳児クラス	第４子	３人目	無料

② 教育認定（１号）

◆ １～３階層の場合

階層が１～３階層の場合、副食費は無料となります。

◆ ３～５階層で、小学校３年生までのきょうだいがいる場合

階層が３～５階層で、小学校３年生までのきょうだいがいる場合、３人目以降は無料となります。

学年	子どもの数	きょうだい 軽減カウント	副食費
小学校４年生	第１子	×	×
小学校３年生	第２子	１人目	×
幼稚園５歳児クラス	第３子	２人目	全額
保育園３歳児クラス	第４子	３人目	無料

（６）子育てのための施設等利用給付認定 ※預かり保育等の無償化

① 子育てのための施設等利用給付認定とは

教育認定（１号）の預かり保育や、認可外保育施設等を利用する際の無償化の認定です。要件を満たす場合、申請いただくことにより施設等利用給付認定（無償化）を受けることができます。

保育認定（２号・３号）の延長保育は対象となりません。

② 認定区分

以下の表の認定条件を満たす場合は、施設等利用給付認定（新２号認定・新３号認定）を受けることができます。認定を受けるには申請が必要です。

認定区分	年齢	認定条件	利用できる主な施設
新２号認定	３歳児以上	保育を必要とする事由がある	・認定こども園（幼稚園機能） ・新制度幼稚園 ・認可外保育施設 ・一時預かり ・病後児保育 ・子育てサポート事業
新３号認定	０～２歳児	保育を必要とする事由があり、 <u>非課税世帯</u> である	
新１号認定	行方市こども課へお問い合わせください		

③ 認定申請

以下の書類を用意し、保育施設または行方市こども課へ申請してください。

- ☐ 施設等利用給付認定・変更申請書
- ☐ 保育を必要とする事由の証明書

④ 無償化の上限額

◆ 預かり保育

日額を 490 円とし、490 円×預かり保育利用日数が月額上限となります。月額の最大上限額は認定区分によって異なり、新 2 号（3 歳児以上）の場合は 12,300 円、新 3 号（0～2 歳児）は 17,700 円です。

◆ 認可外保育施設・一時預かり・病後児保育・子育てサポート事業等

月額上限額は認定区分によって異なり、新 2 号（3 歳児以上）の場合は 40,300 円、新 3 号（0～2 歳児）は 45,700 円です。

⑤ 預かり保育料の無償化

預かり保育料は、月額上限額と実際の預かり保育料を比較し、低い方の金額が無償化の対象となります。月額上限額を超えた額は保護者の自己負担となります。

※預かり保育料は保育施設によって異なります

利用日数	月額上限額と実際の預かり保育料	無償化される額	保護者負担額
10 日	①月額上限額 490 円×10 日=4,900 円 ②実際の預かり保育料 4,000 円	① > ② 4,000 円無償化	0 円
20 日	①月額上限額 490 円×20 日=9,800 円 ②実際の預かり保育料 10,300 円	① < ② 9,800 円無償化	500 円

【預かり保育料の支払い】

預かり保育料については、一度、無償化前の金額をお支払いいただきます。お支払い後、年に 4 回程度、無償化対象額を指定の口座へ返還します。返還には申請が必要となりますので、以下の書類を用意し、行方市内の保育施設へ通っている場合は保育施設へ、行方市外の保育施設へ通っている場合は行方市こども課へ申請してください。

- ☐ 施設等利用費請求書（償還払い用）
- ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書…保育施設発行
- ☐ 特定子ども・子育て支援提供に係る領収証…保育施設発行

⑥ 認可外保育施設・一時預かり・病後児保育・子育てサポート事業等の無償化

定員が上限に達している等の理由で保育園・認定こども園に入所できない場合、認可外保育施設・一時預かり・病後児保育・子育てサポート事業等の利用料が無償化になります。利用料が無償化になる施設は、行方市で確認を行った施設のみです。

利用料は、月額上限額と実際の利用料を比較し、低い方の金額が無償化の対象となります。

月額上限額を超えた額は保護者の自己負担となります。

【利用料の支払い】

利用料については、一度、無償化前の金額をお支払いいただきます。お支払い後、年に4回程度、無償化対象額を指定の口座へ返還します。返還には申請が必要となりますので、以下の書類を用意し、行方市こども課へ申請してください。

☐ 施設等利用費請求書（償還払い用）

☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書…保育施設発行

☐ 特定子ども・子育て支援提供に係る領収証…保育施設発行

⑦ その他

◆ 申請時と状況が変わったとき

以下の場合、行方市こども課へご連絡ください。

- ・ 世帯状況が変わったとき（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）
- ・ 就労状況が変わったとき（就労先・就労形態の変更・退職など） 等

◆ 継続利用の確認（現況届）について

年に1回（毎年11月頃）、現況届を提出していただきます。現況届は行方市こども課から送付いたします。次年度も、施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）の継続利用を希望する場合は、現況届・その他必要書類をご用意いただき、期間内に提出してください。

現況届により、施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）の条件が揃っていないことが判明した場合や、現況届・その他必要書類の提出がない場合、虚偽の申請があった場合は、施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）の取り消しとなります。

（7）保育料の支払いについて

※令和9年度の0～2歳児の保育料については、市独自の施策により行方市に住民票がある世帯は無償化です。（給食費は保育料に含まれるため発生しません）

なお、3歳以上は国の制度により無償化です。（給食費は発生します）

① 保育料について

保育料は、ひと月ごとにお支払いいただきます。

月の途中で退園しても、その月の保育料は全額お支払いいただきます。また、保育施設に在園している期間は、保育施設を休んでも保育料は全額発生しますのでご注意ください。長期にわたり（1か月以上）保育施設を休む場合は、前月の末日までに行方市こども課へご相談ください。

保育料のお支払いは、保育所は行方市へ、認定こども園は園へ直接お支払いいただきます。

② 納入方法（保育所）

行方市への保育料の納入方法は、口座振替と納入通知書による現金納付の2通りです。原則、口座振替をお願いしています。

口座振替は、毎月25日（土日祝日の場合はその翌営業日）に指定の口座から引き落としします。口座振替ができなかった場合は、納入通知書による現金納付をしていただくことになります。再振替はできません。

納入通知書の場合は、毎月10日前後に納入通知書を送付します。その月の月末までにお支払いください。

③ 口座振替対応金融機関

- ・ 常陽銀行
- ・ 筑波銀行
- ・ 水戸信用金庫
- ・ 佐原信用金庫
- ・ なめがたしおさい農業協同組合
- ・ ゆうちょ銀行

Web 口座振替受付サービス



④ 保育料を滞納した場合

滞納した場合、行方市保育所保育料徴収規則第5条の規定により、滞納処分を行います。督促状・催告状等が交付されるほか、職員が自宅訪問や電話による催告を行います。長期間、保育料のお支払いが確認できない場合は、児童手当からの特別徴収を行います。

※児童福祉法の規定に基づいて保育料の徴収を保育施設に委託していることから、収納情報を必要に応じて保育施設へ提供することがあります。



7. よくあるご質問

(1) 認定に関すること

- Q 1 就労時間は月 120 時間未満ですが、園の指定する短時間の保育だと、お迎えに間に合いません。標準時間の保育に変更することは可能ですか？
- A 1 可能です。園の指定する保育時間のお迎えに恒常的に間に合わない場合は、標準時間として認定することができます。行方市こども課へご相談ください。
- Q 2 仕事が変わり、就労時間が延びました。現在は保育短時間ですが、保育標準時間に切り替えたいです。どのような手続きが必要ですか？
- A 2 新しい勤務先の就労証明書と、支給認定変更申請書の提出が必要になります。行方市こども課で書類の配布・受付を行っています。認定の切り替えは、申請があった翌月からの適用となりますのでご注意ください。

(2) 入所の申請・選考に関すること

- Q 1 保育を必要とする事由は、父親（または母親）のみでいいのでしょうか？
- A 1 保育を必要とする事由は、保護者のどちらも必要です。同居（又は同じ敷地内居住）する 60 歳未満の祖父母がいる場合は、該当する祖父母の事由も必要となります。
- Q 2 同居（または同じ敷地内居住）している 60 歳以上 65 歳未満の祖父母がいます。保育を必要とする事由に該当しません。選考に影響はありますか？
- A 2 保育を必要とする事由に該当しない 60 歳以上 65 歳未満の祖父母が同居（または同じ敷地内居住）している場合、利用調整時の点数が減点されます。
- Q 3 妊娠中の子どもについて、出産前の入所申請はできますか？
- A 3 行方市では出産前の申請は受付していません。ですが、行方市外の保育施設の入所を希望で、その市町村が出産前でも申請できる場合は受付が可能になります。まず希望施設のある市町村にご確認ください。
- Q 4 週に 2 回、1 日 3 時間の仕事を探しています。入所の申請はできますか？
- A 4 できません。就労として申請する場合、最低でも月 64 時間以上の就労時間が必要です。

Q 5 入所申請をしましたが入所できませんでした。再度、申請が必要ですか？

A 5 すでに提出された申請書は、年度内は有効です。次月以降も利用調整の対象となります。ただし、新年度4月申込み受付期間までに入所が決まらなかった場合は、新年度4月からの入所申請が改めて必要となります。

Q 6 育児休業から職場復帰する予定です。入所はいつから可能ですか？

A 6 職場復帰の予定日によって変わります。

- ・ 職場復帰が10日以前 → 前月の1日から利用希望可能

- ・ 職場復帰が11日以降 → 当月の1日から利用希望可能

【例】5月3日に育休復帰予定 → 4月1日または5月1日からの申請が可能

【例】7月20日に育休復帰予定 → 7月1日からの申請が可能

Q 7 保育施設を事前に見学することはできますか？

A 7 可能です。保護者から希望する保育施設に直接連絡をし、ご相談ください。

(3) 入所決定後の手続きに関すること

Q 1 求職活動の事由で入所しましたが、期間満了後も入所を継続したいです。どのような手続きが必要ですか？

A 1 求職活動中の入所期間は3か月間です。3か月以内に就職し、就労証明書と支給認定変更申請書を提出してください。

Q 2 出産の事由で入所しましたが、期間満了後も入所を継続したいです。どのような手続きが必要ですか？

A 2 出産の入所期間は、出産予定月を含んだ4か月間です。4か月後も入所を継続する場合は、保育を必要とする事由（就労・求職活動・疾病等）が必要です。事由がある場合は、必要書類を揃え、改めて入所申請を行ってください。

※申請いただいても、受入児童数の都合上、継続できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

(4) 利用者負担額（保育料）に関すること

Q 1 誕生日がきて子どもが3歳になりました。保育料は無償化されますか？

A 1 無償化されません。保育料は4月1日現在の年齢で計算したものが1年間適用されます。

8. 保育施設一覧

【認定こども園】

施設名	定員	受入年齢	住所	電話番号
麻生こども園	教育認定…15 人 保育認定…80 人	教育認定：3 歳～就学前 保育認定：6 か月～就学前	麻生 3323-10	0299-72-0522
龍翔寺こども園	教育認定…10 人 保育認定…90 人	教育認定：3 歳～就学前 保育認定：6 か月～就学前	矢幡 2027-6	0299-73-2340
北浦こども園	教育認定…10 人 保育認定…80 人	教育認定：3 歳～就学前 保育認定：6 か月～就学前	中根 309-1	0291-35-3141
認定こども園のぞみ	教育認定…10 人 保育認定…85 人	教育認定：3 歳～就学前 保育認定：6 か月～就学前	山田 3418-4	0291-35-2550

【保育園】

施設名	定員	受入年齢	住所	電話番号
玉造第一保育園	90 人	6 か月～就学前	玉造乙 1027-1	0299-55-3631
玉造第二保育園	60 人	6 か月～就学前	西蓮寺 481	0299-56-0710
玉造第三保育園	70 人	6 か月～就学前	芹沢 1652-5	0299-55-1224
子どもの家堇の苑	20 人	産休明け～就学前	麻生 615-4	0299-77-9790



◆ 認定こども園（幼保連携型）

麻生こども園					
設置者		(福)道邦会		園長	山根 豪禅
住所		〒311-3832 行方市麻生 3323-10		電話番号	0299-72-0522
受入年齢		教育認定：3歳～就学前 保育認定：6か月～就学前		定員	教育認定：15人 保育認定：80人
開設時間		教育認定（1号）	9：00～15：30 （預かり保育あり）※無料		
		保育認定（2号・3号）	7：00～19：00 （延長保育含む）		
		保育標準時間	7：00～18：00 （11時間）		
		保育短時間	9：00～17：00 （8時間）		
休園日		日曜・祝祭日・年末年始			
保育目標		一人ひとりの子どもが、心身ともに健やかに育つために乳幼児期に身につけなければならない基本的な生活習慣や気持ちを第一に育み、一人ひとりの個性を集団の中で大切にする。			
園が取り組んでいる主な事業		◎障がい児保育 ◎地域活動事業 ◎一時保育 ◎延長保育 ◎地域子育て支援拠点事業 ◎乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ◎4・5歳児…学習教室、日本太鼓、スイミング教室、キッズPC遊び ◎3～5歳児…英語教室、ダンス教室 ◎2～5歳児…体操教室			
入所後にかかる料金	延長保育	教育認定（1号）	100円／時間		
		保育認定（2号・3号）	100円／時間		
	給食費	教育認定（1号）	主食費 1,000円 ・ 副食費 4,500円		
		保育認定（3歳児以上）	主食費 1,000円 ・ 副食費 4,500円		
	通園バス	片道 2,000円			
	保護者会等	なし			
	その他	教材費（必要に応じた額をその都度徴収します）			
一時保育		300円／時間			

令和8年10月1日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

認定こども園（幼保連携型）

龍翔寺こども園			
設置者	(福) 永翔会		園長 大川 隆弘
住所	〒311-3826 行方市矢幡 2027-6		電話番号 0299-73-2340
受入年齢	教育認定：3歳～就学前 保育認定：6か月～就学前		定員 教育認定：10人 保育認定：90人
開設時間	教育認定（1号）	9：00～15：30（預かり保育あり）	
	保育認定（2号・3号）	7：00～19：00（延長保育含む）	
	保育標準時間	7：00～18：00（11時間）	
	保育短時間	8：00～16：00（8時間）	
休園日	年末年始　　その他園長が休日と定める日		
保育目標	・心身ともに健康で、明るく意欲のある子どもを育てよう！ ・お互いに助け合い、思いやりのある子どもに育てよう！ ・物事に感動する心、豊かな心を持った子どもに育てよう！		
園が取り組んでいる主な事業		◎障がい児保育　◎一時保育　◎休日保育 ◎延長保育　◎病後児保育　◎園庭解放　◎子育て支援 ◎その他　＊4・5歳児…数の教室、体育教室、詩舞教室、英語教室 ＊3・2歳児…リトミック　ダンス教室 4・5歳児は講師指導の下、「礼」を学びながら豊かな経験を通して、様々な感性を育んでいます。	
入所後にかかる料金	延長保育	教育認定（1号）	100円／時間
		保育認定（2号・3号）	100円／時間
	給食費	教育認定（1号）	主食費　1,000円　・　副食費　4,500円
		保育認定（3歳児以上）	主食費　1,000円　・　副食費　4,500円
	通園バス	片道 2,000円　　往復 4,000円　（希望者のみ）	
	保護者会等	保護者会費（300円／月）	
	その他	教材費（500円／月）	
一時保育		3歳以上：300円／時間　給食費：300円／日 3歳未満：400円／時間　給食費：なし	

令和8年10月1日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

◆ 認定こども園（幼保連携型）

北浦こども園					
設置者		(福) 中根福祉会		園長	藤崎 貴英
住所		〒311-1713 行方市中根 309-1		電話番号	0291-35-3141
受入年齢		教育認定：3歳～就学前 保育認定：6か月～就学前		定員	教育認定：10人 保育認定：80人
開設時間		教育認定（1号）	9：00～16：00 （預かり保育あり）		
		保育認定（2号・3号）	7：00～19：00 （延長保育含む）		
		保育標準時間	7：00～18：00 （11時間）		
		保育短時間	園児ごとに設定 （8時間）		
休園日		日曜・祝祭日・年末年始・その他園長が特に必要と認めた日			
保育目標		・思いやりのある、心身共に健康な子 ・自分から取り組む、意欲のある子 ・よく考え、最後まで頑張り抜く子			
園が取り組んでいる主な事業		◎一時保育 ◎地域子育て支援センター ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎病児保育			
入所後にかかる料金	延長保育	教育認定（1号）	50円／15分		
		保育認定（2号・3号）	50円／15分		
	給食費	教育認定（1号）	5,300円／月		
		保育認定（3歳児以上）	（内訳：主食費800円・副食費4,500円）		
	通園バス	片道1,500円 往復3,000円 （希望者のみ・きょうだい減免あり）			
	保護者会等	500円／月			
	その他	教材費は必要に応じて都度払い			
一時保育		1,000円／半日（4時間目安） 給食費250円			

令和8年10月1日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

◆ 認定こども園（幼保連携型）

認定こども園のぞみ					
設置者		学校法人聖愛学園		園長	山田 秀子
住所		〒311-1704 行方市山田 3418-4		電話番号	0291-35-2550
受入年齢		教育認定：3歳～就学前 保育認定：6か月～就学前		定員	教育認定：10人 保育認定：85人
開設時間		教育認定（1号）	9：30～16：30 （預かり保育あり）		
		保育認定（2号・3号）	7：00～19：00 （延長保育含む）		
		保育標準時間	7：00～18：00 （11時間）		
		保育短時間	9：00～17：00 （8時間）		
休園日		日曜・祝祭日・年末年始			
保育目標		キリスト教を土台とした愛情豊かな環境の中で、0歳～5歳の大切な乳幼児期に、◎たくさんの言葉を覚え、◎おともだちとなかよく遊び、◎自分のことが自分でできる子どもに育つことを目標にします。			
園が取り組んでいる主な事業		◎地域子育て支援センター ◎一時保育 ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎リトミック／柔道教室			
入所後にかかる料金	延長保育	教育認定（1号）	400円（～18時まで）		
		保育認定（2号・3号）	400円		
	給食費	教育認定（1号）	5,000円		
		保育認定（3歳児以上）	5,000円		
	通園バス	片道 3,000円 往復 4,000円 （希望者のみ）			
	保護者会等	会費（3,000円／年）			
	その他	教材（絵本代）400円程度			
一時保育		8：00～12：00 1,000円 8：00～15：00 2,250円（以降400円/時間）			

令和8年10月1日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

◆ 保育園

玉造第一保育園			
設置者	(福) 聖隷会		園長 石崎 範子
住所	〒311-3511 行方市玉造乙 1027-1		電話番号 0299-55-3631
受入年齢	6 か月～就学前		定員 90 人
開設時間	保育認定（2 号・3 号）	7：00～19：00 （延長保育含む）	
	保育標準時間	7：00～18：00 （11 時間）	
	保育短時間	8：00～16：00 （8 時間）	
休園日	年末年始（12 月 31 日～1 月 1 日）		
保育目標	・ 元気な子 ・ すなおな子 ・ おもいやりのある子		
園が取り組んでいる主な事業	◎延長保育 ◎一時保育 ◎休日保育 ◎病後児保育 ◎地域子育て支援センター ◎体育教室 ◎英会話教室 ◎絵画教室 ◎サッカー教室 ◎その他（年齢別園外保育、絵本読み聞かせ等）		
入所後にかかる料金	延長保育	保育認定（2 号・3 号）	150 円／時間
	給食費	保育認定（3 歳児以上）	主食費 1,000 円 副食費 4,900 円
	通園バス	無	
	保護者会等	会費（500 円／月）	
	その他		
一時保育		2,240 円／日（給食費 240 円を含む）	

令和 8 年 10 月 1 日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

◆ 保育園

玉造第二保育園			
設置者	(福) 聖隷会		園長 鈴木 幸恵
住所	〒311-3514 行方市西蓮寺 481		電話番号 0299-56-0710
受入年齢	6 か月～就学前		定員 60 人
開設時間	保育認定（2 号・3 号）	7：00～19：00 （延長保育含む）	
	保育標準時間	7：00～18：00 （11 時間）	
	保育短時間	8：30～16：30 （8 時間）	
休園日	日曜・祝祭日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）		
保育目標	・ 自分のことができる子ども ・ 思いやりのある子ども ・ 元気に遊べる子ども		
園が取り組んでいる主な事業	◎一時預かり保育 ◎延長保育 ◎休日保育（玉造第一保育園へ） ◎地域子育て支援センター（つくしんぼ） ◎その他（体育教室、英会話教室、プール教室、絵画教室 		

令和 8 年 10 月 1 日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

保育園

玉造第三保育園			
設置者	(福) 聖隷会		園長 齋藤 和子
住所	〒311-3501 行方市芹沢 1652-5		電話番号 0299-55-1224
受入年齢	6 か月～就学前		定員 70 人
開設時間	保育認定 (2 号・3 号)	7：00～19：00 (延長保育含む)	
	保育標準時間	7：00～18：00 (11 時間)	
	保育短時間	9：00～17：00 (8 時間)	
休園日	日曜・祝祭日・年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日)		
保育目標	・健康で明るくたくましい子ども ・友だちに親切でおもいやりのある子ども ・誰とでも仲良く遊べる子ども		
園が取り組んでいる主な事業	◎一時保育 ◎障がい児保育 ◎延長保育 ◎休日保育 (玉造第一保育園へ) ◎子育て支援センター (あい♡あい) ◎その他 (体育教室、英会話教室、プール教室、サッカー教室、お話し会、クッキング保育、ミュージックケア)		
入所後にかかる料金	延長保育	保育認定 (2 号・3 号)	150 円／時間
	給食費	保育認定 (3 歳児以上)	主食費 1,000 円 副食費 4,900 円
	通園バス	1,000 円～ (距離により異なります)	
	保護者会等	会費 (400 円／月)	
	その他	絵本代 月 400 円程度	
一時保育	2,240 円／日 (給食費 240 円を含む)		

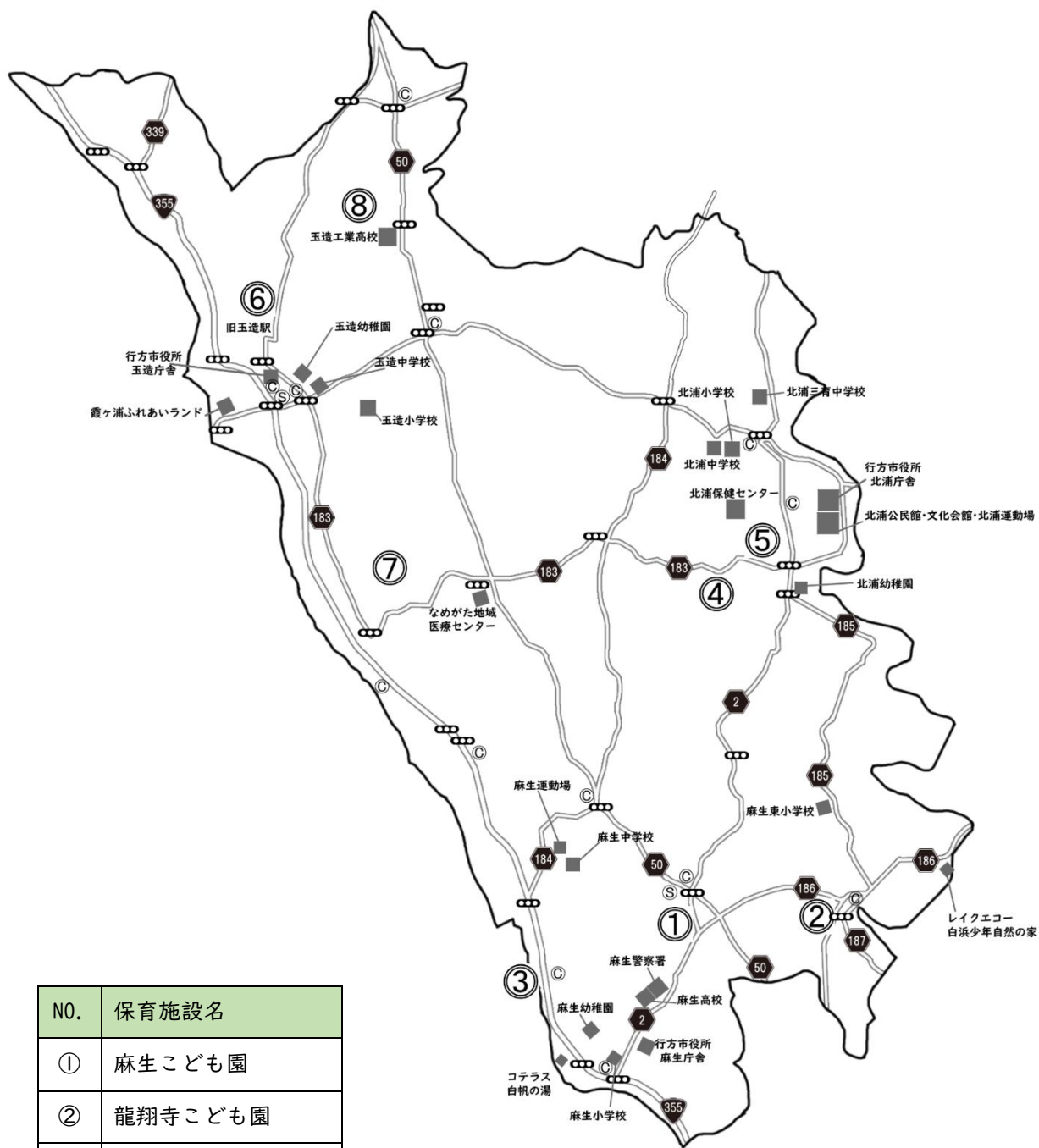
令和 8 年 10 月 1 日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

◆ 保育園

子どもの家 堇の苑			
設置者	(福) 堇福社会		園長 谷田 伊都子
住所	〒311－3832 行方市麻生 615-4		電話番号 0299-77-9790
受入年齢	産休明け～就学前		定員 20 人
開設時間	保育認定（2号・3号）	7：00～19：00 （延長保育含む）	
	保育標準時間	7：00～18：00 （11 時間）	
	保育短時間	8：00～16：00 （8 時間）	
休園日	日曜・祝日・年末年始		
保育目標	子どもは、豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めています。その子どもが、現在をもっともよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが目標です。		
園が取り組んでいる主な事業		◎一時保育 ◎地域活動事業 ◎延長保育 ◎日本太鼓（0歳児から） ◎絵本の読み聞かせ ◎乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ◎英語であそぼう ◎デイサービスとの交流	
入所後にかかる料金	延長保育	保育認定（2号・3号）	150 円／時間
	給食費	保育認定（3歳児以上）	主食費 1,000 円 副食費 4,700 円（2号）
	通園バス	無	
	保護者会等	会費（300 円／月）	
	その他		
一時保育		2,250 円／日（給食費含む） ※0歳児 500 円／時	

令和 8 年 10 月 1 日現在の料金になります。料金が変更になる場合がございます。

9. 行方市保育施設マップ



NO.	保育施設名
①	麻生こども園
②	龍翔寺こども園
③	子どもの家菫の苑
④	北浦こども園
⑤	認定こども園のぞみ
⑥	玉造第一保育園
⑦	玉造第二保育園
⑧	玉造第三保育園

©コンビニエンスストア
 Sスーパーマーケット

10. 保育認定フローチャート

